

令和 7 年度 (2025)	当 初 実 施 設 計 書				公益財団法人とちぎ建設技術センター										
	設 計 理 由	土沢中継ポンプ場No.2送水流量計経年劣化のため本 工事を要す		工 期	令和8(2026)年 3月10日限り	契約 方法	指名競争入札								
契 約 番 号		工事番号	第 07-01-04 号	設計書番号											
工 事 名	土沢中継ポンプ場 電気設備修繕工事														
地 区 名	鬼怒川上流流域下水道														
工 事 概 要															
<table><tr><td>工種名</td><td>数</td><td>量</td><td>単位</td></tr><tr><td>No.2送水流量計修繕工</td><td>1</td><td></td><td>式</td></tr></table>								工種名	数	量	単位	No.2送水流量計修繕工	1		式
工種名	数	量	単位												
No.2送水流量計修繕工	1		式												
週休二日制工事:受注者希望型						単価区分 日光土木事務所 管内									
余裕期間制度:任意着手方式															

数量総括表(設計書)

工事区分(項目)・工種・種別・細別	規 格	単 位	数量(前回)	数量(今回)	摘 要
本工事費					
土沢中継ポンプ場電気設備修繕工事					
機器費					
・電磁流量計検出器 ・電磁流量計変換器	T782F15013182 T787F10-94 専用ケーブル付き 同等品	式		1	
直接工事費					
労務費(電気設備)					
一般労務費					
電工		人			
普通作業員		人			
技術労務費					
電気通信技術者	据付	人			
電気通信技術者	単体調整・組合せ試験	人			
直接経費					
機械経費(率分)					
機械経費	率分	式		1	
仮設費					
仮設費(率分)					

数量総括表(設計書)

工事区分(項目)・工種・種別・細別	規 格	単 位	数量(前回)	数量(今回)	摘 要
仮設費	率分	式		1	
直接工事費計					
間接工事費					
共通仮設費(率分)					
共通仮設費	率分	式		1	
準備費(積上分)					
産業廃棄物処理		式		1	
純工事費					
現場管理費					
現場管理費(率分)					
現場管理費	率分	式		1	
据付間接費					
技術者間接費					
技術者間接費	率分	式		1	
機器間接費					
機器間接費	率分	式		1	

数量総括表(設計書)

工事区分(項目)・工種・種別・細別	規 格	単 位	数量(前回)	数量(今回)	摘 要
間接工事費計					
据付工事原価					
計(工事原価)					
一般管理費等(率分)					
一般管理費等	率分	式		1	
契約保証費					
契約保証費	率分	式		1	
工事価格計					
消費税、地方消費税額		式		1	
本工事費計					

特記仕様書

(土沢中継ポンプ場 電気設備修繕工事)

第1章 総 則

第1条 (適用)

この仕様書は、土沢中継ポンプ場の「土沢中継ポンプ場電気設備修繕工事」に適用するもので、その実施にあたっては「栃木県土木工事共通仕様書」、「栃木県土木工事施工管理基準」、「機械設備工事共通仕様書」、「機械設備工事一般仕様書」、「電気設備工事一般仕様書」、「契約書」に準拠するとともに、本仕様書により施工するものとする。

ただし、本仕様書と共通仕様書が重複する条項で内容が一致しない場合は、本仕様書が優先する。

第2条 (対象設備及び工事場所)

対象設備及び工事場所は以下のとおり。

(1) 設備名

No.2 送水流量計

(2) 工事場所

土沢中継ポンプ場 栃木県日光市土沢 1786

第3条 (安全管理)

- 1 請負者は、工事の実施にあたり栃木県土木工事等施工技術安全指針及び保安、公衆衛生等に関する諸法規を厳守するとともに工事の安全に留意し、災害、事故等の防止に努めなければならない。
- 2 工事計画に影響を与える事故及び人命に係わる事故、若しくは第三者に損害を与える事故が発生した時は、応急処置を講ずるとともに、遅滞なくその状況を監督員に報告しなければならない。

第4条 (提出書類)

- 1 請負者は、工事に先立ち「施工計画書(1部)」を提出するものとする。
- 2 請負者は、工事工程計画表、写真及び監督員が指示するものについて作成し提出するものとする。

第5条 (作業の確認等)

請負者は、原則として主要作業の段階毎に、作業内容及び進捗状況を監督員に報告し、確認を得たうえで次の作業に進むものとする。また、現地工事中は、週間工程表を前週末までに提出し、他の設備に影響がある作業が発生する場合は前もって監督員と検討するものとする。

第6条（損害の賠償等）

請負者は、ポンプ場内の土地、工作物等を使用する場合は、ポンプ場管理者の承諾を得てから使用するものとする。なお、ポンプ場の土地、工作物等を使用した場合は、原形に復旧するものとし、既設構造物及び第三者に損害を与えた場合は、請負者の責任において賠償するものとする。

第7条（資料の貸与）

請負者は、本工事实施に際して設備の資料等の貸与を受けたい時は、監督員に申し出て貸与を受けることができる。なお、貸与を受けた資料は、丁寧に取扱い作業完了後速やかに返却するものとする。

第2章 工事範囲等

第8条（工事範囲）

本工事の範囲は、以下のとおりとする。

(1) No.2 送水流量計

- ・電磁流量計撤去および交換 1 式

(2) 共通事項

- ・単体調整、試運転調整
- ・廃材処分
- ・その他、本工事目的のため必要なこと

第9条（交換部品及び材料）

本工事における交換機器及び材料については、発注者指定の規格・サイズのものを使用するものとし、変更が生じた場合は、監督員に報告し指示を受けるものとする。

第10条（工事要領）

- 1 工事は当センターで実施している日常業務に大きな影響を及ぼすことなく、速やかに完成させなければならない。
- 2 工事に従事する作業員は、経験を有する者でなければならない。
- 3 分解、組立等の作業は、手順よく確実に行なわなければならない。
- 4 部品等は、細心の注意を払い破損のないよう取り扱わなければならない。
- 5 据付に際しての消耗部品は、全て交換するものとする。
- 6 本工事の作業環境においては、「電離放射線障害防止規則」に基づき放射線対策を実施しなければならない管理区域はないが、今後の状況により放射線対策が必要な場合は、別途協議の上対応する。
- 7 施工場所が下水処理場であることに留意し、感染症・衛生対策については適切に実施すること。

第 11 条（材料検査）

本工事に使用する部品及び材料について、品質証明書等で確認ができるものは、必要に応じて品質証明書又は検査成績書を提出するものとする。

第 12 条（試運転試験）

工事完成後は、監督員立会いのうえ試運転を実施し報告書を作成し、所定の目的が達成されていないなければならない。

第 13 条（完成検査）

完成検査は、所定の手続きを経て実施するものとし、その結果の合格をもって引渡しを完了するものとする。

共通特記仕様書

1. この共通特記仕様書は、公益財団法人とちぎ建設技術センターが発注する工事に係る工事請負契約書及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行を図るものである。

2. 仕様書の記載内容の優先は、「特記仕様書」「共通特記仕様書」「共通仕様書」の順とする。

(●:適用する ○:適用しない)

項 目	事 項
現場代理人の常駐義務の緩和及び専任の主任技術者の兼任等	○ 1 本工事は、現場代理人及び主任技術者の他工事との兼任は認めない。 ○ 交通量が多い現道上の工事であり、現場の安全管理に特に万全を期す必要がある。 ○ 急傾斜地での工事であり、現場の安全管理に特に万全を期す必要がある。 ○ 当該工事は_____であり、現場代理人が他の工事と兼任した場合、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障があるため、兼任は認めない。 ○ 理由: ● 2 本工事における現場代理人について、以下のすべての要件を満たし、かつ、発注者の承諾を受ければ、他工事との兼任が可能である。ただし、作業工程上、受注者が安全管理や現場の運営・取締りなどの面で、現場代理人の常駐が必要と判断した間は、この限りではない。 (要件) (1) 他工事が、(公財)とちぎ建設技術センターが発注する同一土木事務所管内の工事で、それらの工事の特記仕様書に兼務が可能である旨明記されていること。 (2) 兼任できる箇所は2箇所までとし、本工事及び他工事の請負代金が5,000万円未満であること。 (3) 兼任する工事の請負代金が3,500万円以上の場合、現場代理人が現場から不在となる間、現場の運営・取締りを行える者(以下「連絡員」という。)を選任し、常駐させられること。 ● 3 本工事における主任技術者(監理技術者は除く。)について、以下のすべての要件を満たし、かつ、発注者の承諾を受ければ、他工事との兼任が可能である。 (要件) (1) 他工事が、(公財)とちぎ建設技術センターが発注する同一土木事務所管内の工事で、それらの工事の特記仕様書に兼任が可能である旨明記されていること。 (2) 兼任できる箇所は2箇所までとし、本工事及び他工事の請負代金が5,000万円未満であること。 ※なお、主任技術者を現場ごとに専任で置く必要がある工事は、「公共性のある工作物に関する重要な工事」で、「請負金額が3,500万円以上」の工事をいう。(建設業法第26条第3項及び建設業法施行令第27条) また、発注者から直接請け負った工事のうち4,000万円(※土木工事の場合)以上を下請負契約して工事を施工するときは、主任技術者に代えて「監理技術者」を専任で置かなければならない。(建設業法第26条第3項及び建設業法施行令第2条) ● 4 現場代理人と主任技術者等の兼務は可能である。 ● 5 受注者は、現場代理人又は主任技術者を他工事と兼任したい場合は、「工事打合せ簿」により承諾を受け、他工事の「現場代理人及び主任技術者等(選任・変更)通知書」の提出の際に、当該工事打合せの写しを添付すること。また、連絡員についても、他の工事の上記通知書の提出の際に、その氏名等を届け出ること。
施工箇所が点在する工事	○ 1 施工箇所が点在する工事 1 本工事は、施工箇所が点在する工事であり、共通仮設費及び現場管理費について標準積算と施工実態に乖離が考えられるため、『流域下水道』(施工箇所)、『流域下水道』(施工箇所)ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事積算」を準用する工事である。 2 本工事における共通仮設費の金額は、対象地区ごとに算出した共通仮設費を合計した金額とする。また、現場管理費の金額も同様に、対象地区ごとに算出した現場管理費を合計した金額とする。 なお、共通仮設費率及び現場管理費率の補正(施工地域等)については、対象地区ごとに設定する。

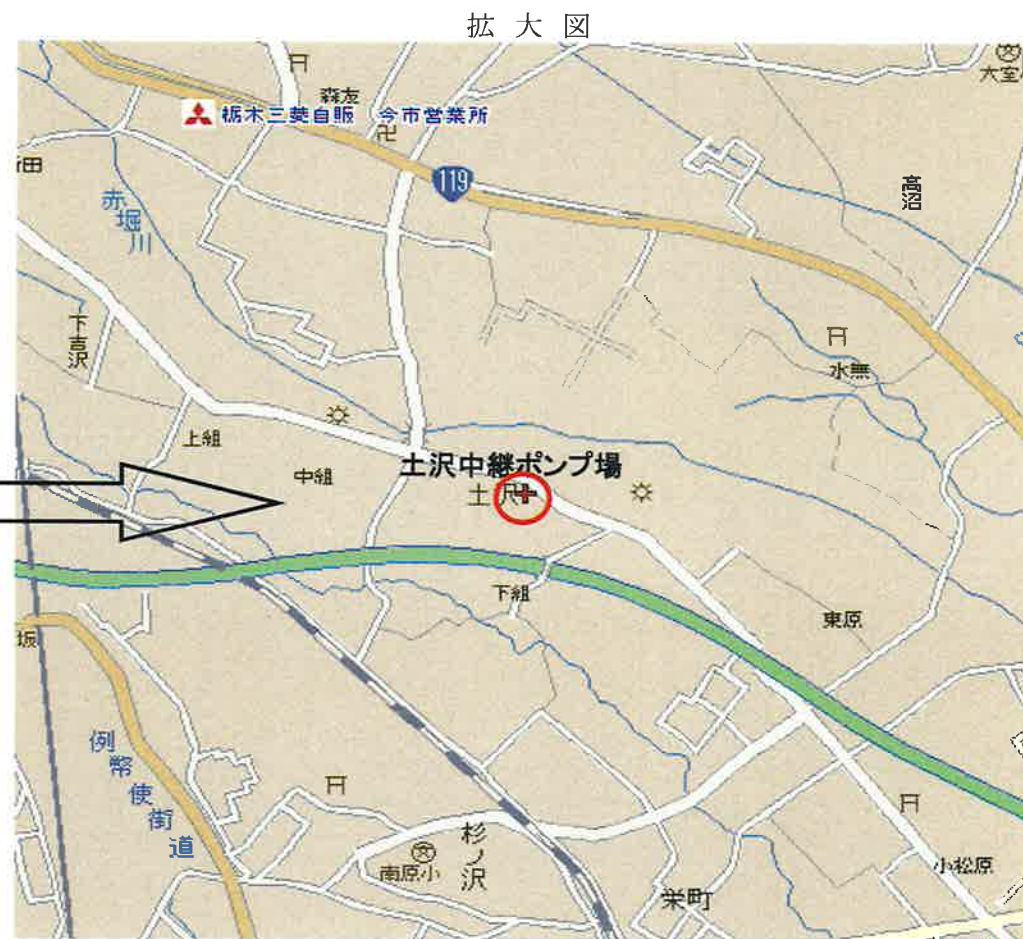
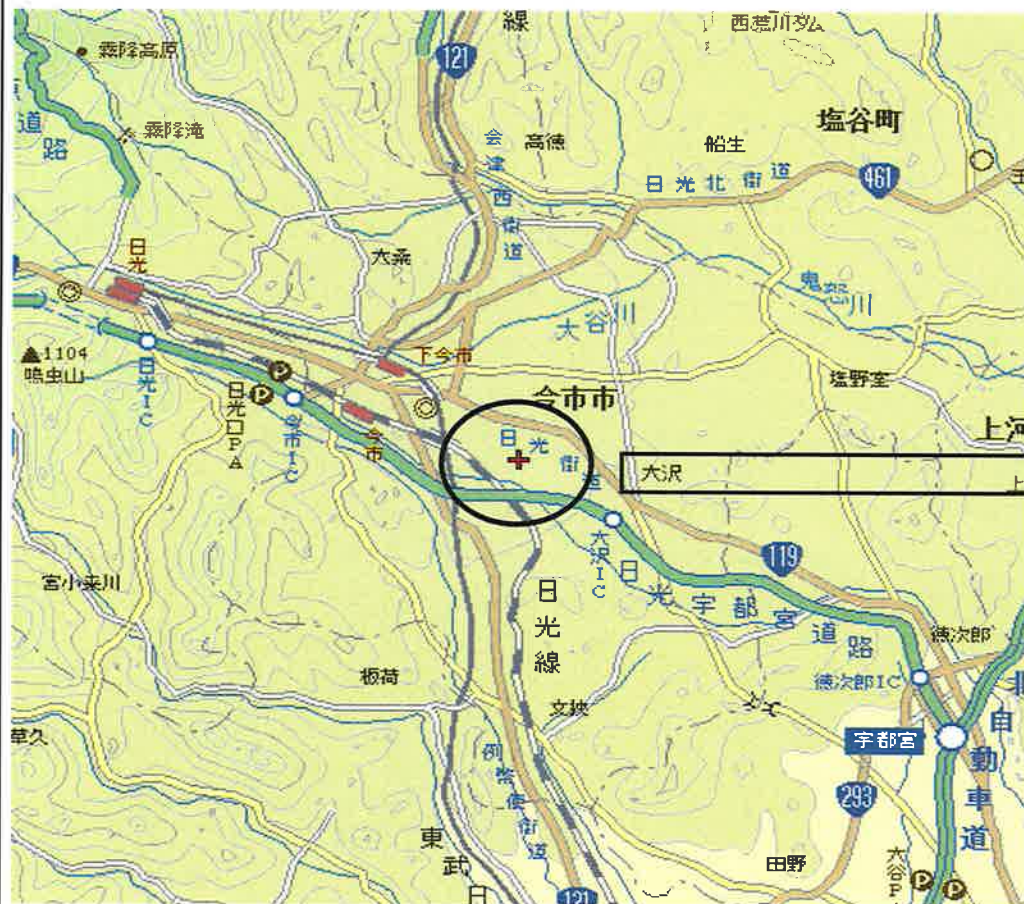
共通特記仕様書

1. この共通特記仕様書は、公益財団法人とちぎ建設技術センターが発注する工事に係る工事請負契約書及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行を図るものである。

2. 仕様書の記載内容の優先は、「特記仕様書」「共通特記仕様書」「共通仕様書」の順とする。

(●:適用する ○:適用しない)

項 目	事 項
余裕期間設定工事	● 本工事は、余裕期間設定工事である。 次に示す余裕期間設定工実施要領のほか、以下の事項を参考とすること。 実施要領URL(県HP) https://www.pref.tochigi.lg.jp/h01/pref/nyuusatsu/koukyou/documents/20250325142051.pdf 1 主任技術者又は監理技術者の専任期間等 (1)契約締結日の翌日から工事着手日の前日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要さない。 (2)工事着手日から工事目的物引渡し日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要する。 (3)工事着手日から現場着手日の前日までの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要さない。 (4)事務手続き及び後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要さない。 (5)工事完成後、工事目的物の引渡し日までの期間については、原則、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要さない。 2 工期 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者が示した工事着手期限日までの間(工事着手ができない期間を除く)で、受注者は工事着手日を任意に設定することができる。 なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、余裕期間設定工事行要領で定める「工事着手通知書(別記様式)」により、発注者へ工事着手日を通知すること。 余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者の配置は要さない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことはできるが、測量、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行うことはできない。 なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責任により行うことになる。 工事着手期限: 契約締結日の翌日から起算して30日を経過する日の翌日まで 3 CORINSへの登録(栃木県土木工事共通仕様書 1-1-5CORINSへの登録) CORINSへの登録は、契約後10日以内(土日祝日を除く。)に行うこと。 また、技術者の従事期間は、実工期の期間(契約書に記載されている工期)をもって登録すること。(余裕期間を含まないことに留意する。)
週休2日制工事	○ 1 本工事は「栃木県県土整備部週休2日制工実施要領」に基づく工事である。(発注者指定型) ● 2 本工事は「栃木県県土整備部週休2日制工実施要領」に定める受注者の希望により週休2日制工事が実施できる工事である。(受注者希望型) 要領URL: 県HP https://www.pref.tochigi.lg.jp/h02/pref/shuukyuu/documents/20241129113837.pdf

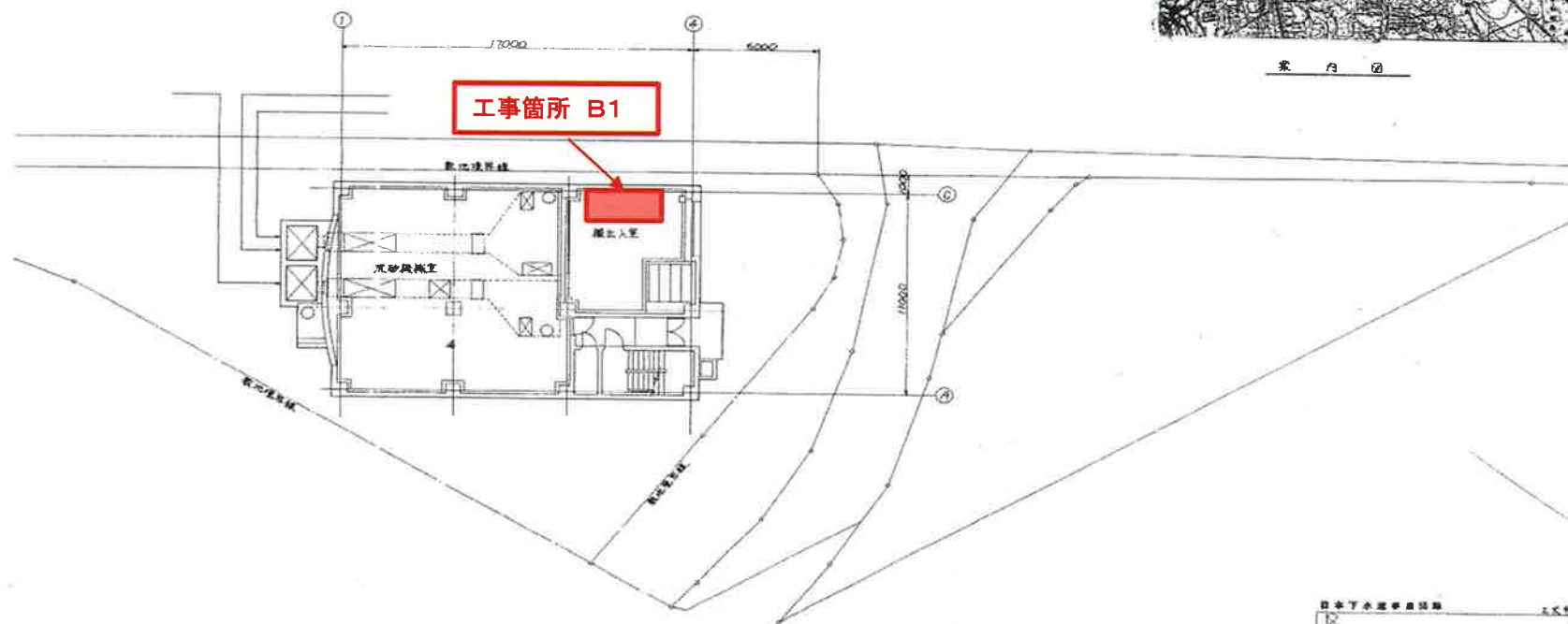


R7年度

工事名	土沢中継ポンプ場電気設備修繕工事
施設名	土沢中継ポンプ場
図面名	土沢中継ポンプ場位置図



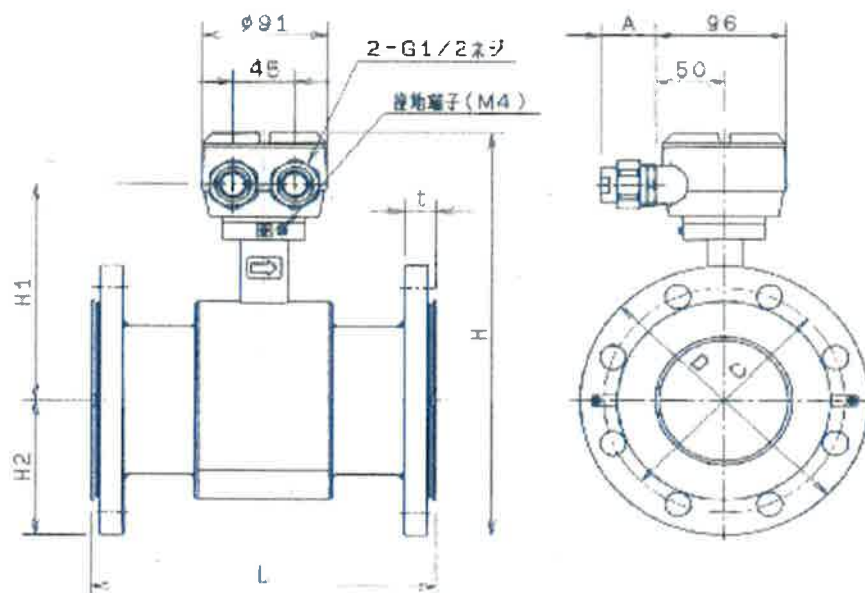
案 内 図



R7年度

工事名	土沢中継ポンプ場電気設備修繕工事
施設名	土沢中継ポンプ場
図面名	土沢中継ポンプ場全体平面図

口径：40A～200A（アースリング材質：タンタル、白金イリジウムを除く）



アースリング	A
2-G1/2ネジグラウト (ステンレス鋼7×7)	40
G1/2ネジグラウト	70

口径	40	50	75	100	150	200
フランジ	JIS10K JIS20K	JIS10K JIS20K	JIS10K JIS20K	JIS10K JIS20K	JIS10K JIS20K	JIS10K JIS20K
フランジ径 L	200	200	200	250	300	350
外径 J	140	155	185	215	240	270
最大高さ H	250	257	288	301	327	342
高さ(1) H1	140	140	155	168	198	223
高さ(2) H2	70	77	93	105	119	140
質量(kg)	7	8	11	13	15	18
ボルト穴径	105	120	150	150	175	195
ボルト穴径	M10	M10	M10	M10	M10	M10
ボルト穴径	4	4	8	8	8	8
ボルト穴径	27	27	27	27	27	27

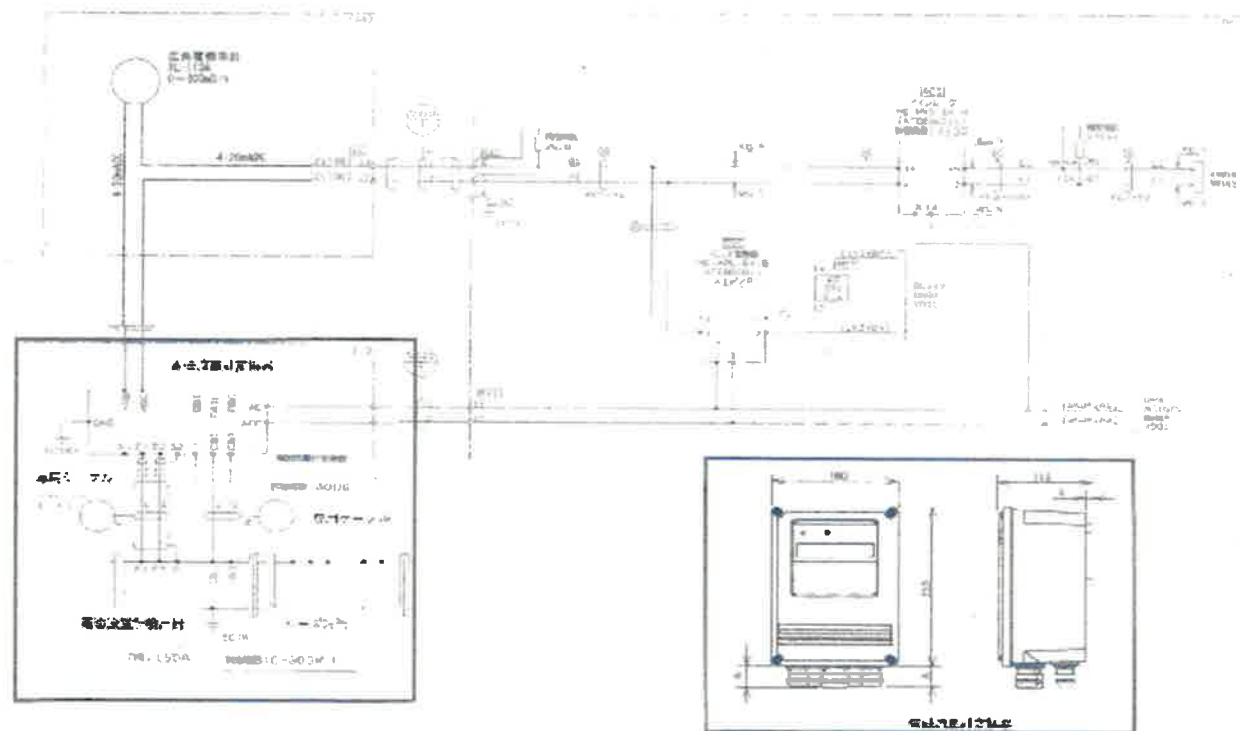
図 3.5 40～200A フランジ付き（アースリング材質白金イリジウム、タンタルを除く）

電磁流量計検出器 外形図

☐ 今回

R7年度

工事名	土沢中継ポンプ場電気設備修繕工事
施設名	土沢中継ポンプ場
図面名	電磁流量計検出器外形図



R7年度

工事名	土沢中継ポンプ場電気設備修繕工事
施設名	土沢中継ポンプ場
図面名	電磁流量計変換器外形図・展開接続図

参 考 資 料

頁0-0001

(総括情報表)

事務所 設計書名 変更回数	公益財団法人とちぎ建設技術センター 実施設計書 当初 07-01-04 0		
適用単価区分 適用単価地区 単価適用日 諸経費体系 ファイル名	実施単価 日光土木事務所管内 07.05.10(0) 下水道用設計標準歩掛表 -第2巻 ポンプ場・処理場- 0		
前払い率 工種 設計技術費 契約保証方法 週休二日補正区分 消費税等の率	当 世 代 40% 電気設備 計上しない 金銭的保証無し 補正なし 消費税等率10%適用	前 世 代	この「参考資料」は、入札参加者の適正かつ迅速な見積に資する ための資料であり、契約書第一条にいう設計図書ではない。

07-01-04

数量計算表

[illegible]

公表単価一覧表

工事名：土沢中継ポンプ場 電気設備修繕工事

項目	規格	単位	単価：円	適用区分			備考
				機	労	材	
【機器費】							
電磁流量計	・検出器 T782F15013182 ・ルーズ単管 ・変換器 T787F10-94 ・専用ケーブル 同等品	式	4,740,000			○	特別調査価格
【労務費】							
電気通信技術者		式	310,400		○		
一般労務費		式	423,600		○		
【準備費】積上分							
産業廃棄物処理	廃棄物の収集運搬・処分	式	146,000	○	○	○	見積価格

（備考）

- 1 本表に掲載されている単価は、見積および特別調査により決定したものである。
- 2 適用区分に○印があるものは、下記の価格を示す。

「機」機械器具等の損料または賃料

「労」労務費

「材」材料費